

山形市水道指定給水装置工事事業者証

指 定 番 号 第 239 号

芳賀水道株式会社 様

指定申請書を審査の結果、水道法第16条の2
第1項の規定により、山形市水道指定給水装置
工事事業者として指定する。

有効期間

令和3年9月30日から 令和8年9月29日まで

令和3年9月1日

山形市上下水道事業管理者
庄司 新一

